

証券会社に関する命令（平成十年 総理府 令第三十二号）
大蔵省

改 正 後	改 正 前
証券会社に関する命令 （登録の申請） 第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十八条の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第二十八条の二第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、その者の本店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。 （登録申請書のその他記載事項） 第二条 法第二十八条の二第一項第六号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 加入しようとする投資者保護基金の名称 二 加入しようとする証券業協会の名称 三 加入しようとする証券取引所の名称 （登録申請書の添付書類） 第三条 法第二十八条の二第二項第二号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。	証券会社に関する省令 （免許申請書の添付書類） 第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第三十条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 主要株主（保有する株式数の多い者から上位二十位までの者をいう。第一条の二第二項第三号において同じ。）の氏名又は名称及びその持株数を記載した書面 二 創立総会の議事録 三 取締役及び監査役の履歴書、住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに取締役又は監査役が法第三十二条第四号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役又は監査役が誓約する書面 四 最近の日計表 五 業務開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記載した書面 六 証券会社の自己資本規制に関する省令（平成四年大蔵省令第六十七号。以下「自己資本省令」という。）第三条第三項に規定する関係会社及び免許申請者と業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有す

一 業務の内容及び方法

二 損失の危険の管理方法

三 業務分掌の方法

四 法第四十七条及び証券会社の分別保管に関する命令（平成十年総理府令・大蔵省令第三十六号）の規定に基づく分別保管の方法

第四条 法第二十八条の二第二項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、法第三十二条第五項に規定する親法人等（以下「親法人等」という。）、同条第六項に規定する子法人等（以下「子法人等」という。）、証券会社の自己資本規制に関する省令（平成四年大蔵省令第六十七号）第三条第三項に規定する関係会社その他登録申請者と業務上、財務上又は人的関係上密接な関係を有する会社（以下「関係会社」という。）の状況として、次に掲げるものとする。

一 商号又は名称

二 資本の額又は出資の総額

三 主たる営業所又は事務所の所在地

四 事業の種類

五 登録申請者と関係会社との間の資本関係、人的関係及び最近一年間の取引関係

第五条 法第二十八条の二第二項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第二十八条の四第三号に規定する純財産額（以下「純財産額」という。）を算出した書面

二 法第二十八条の四第四号に規定する比率を算出した書面

る会社を記載した書類

2 証券会社がその受けている免許に係る証券業以外の証券業を営むため法第三十条第一項の規定により免許申請書を提出する場合には、同条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、前項の規定にかかわらず、同項第四号及び第五号に掲げるものとする。

3 証券会社以外の株式会社が従前の目的を変更して証券業を営むため法第三十条第一項の規定により免許申請書を提出する場合には、同条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、第一項（第二号及び第四号を除く。）に規定する書類のほか、次に掲げるものとする。

一 従前の目的を変更して証券業を営むことを決議した株主総会の議事録

二 当該株式会社が法第三十二条第二号及び第三号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面で取締役全員が署名したもの

三 免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにする書面

四 最終の財産目録及び貸借対照表

五 最終の損益計算書及び利益金の処分又は損失金の処理に関する書面（免許申請の手続）

第一条の二 免許申請書及びその添付書類は、免許申請者の住所地を管轄する財務局長（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、つては、福岡財務支局長）を経由して、正本一通及びその写し二通を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 免許申請者及び証券業を営む会社の設立を予定している者は、法第三

三 主要株主（発行済株式の総数の百分の十以上の株式を有している株主をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその持株数を記載した書面

四 取締役（法第二十八条の四第九号に規定する取締役をいう。以下この号及び第四十六条第一項第二号において同じ。）及び監査役の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに取締役又は監査役が法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役又は監査役が誓約する書面

（証券会社登録簿の縦覧）

第六条 財務局長又は福岡財務支局長は、その登録をした証券会社に係る証券会社登録簿を当該証券会社の本店の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（純財産額の算出）

第七条 法第二十八条の登録を受けようとする者が純財産額を算出する場合、第三十二条第一項に規定する別紙様式第二号に定める貸借対照表（以下この項において「貸借対照表」という。）の資産の部に計上されるべき金額の合計額から貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額（当該登録を受けようとする者が、現に営んでいる業務に關し法令の規定により負債の部に計上することが義務づけられる引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金の金額の合計額を除く。）を控除して算出しなければならない。

2 証券会社が純財産額を算出する場合は、第三十二条第一項に規定する

十条に定めるところに準じた書類及び次の各号に掲げる事項を記載した書類を金融監督庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

一 設立する会社の人的構成、組織その他の業務執行体制

二 業務計画その他の営業遂行に関する基本事項

三 予定している商号、予定している資本の額及び予定している主要株主

四 予定している本店その他の営業所の所在地

五 証券業を開始した後、三年間の収支の見込み及びその根拠

3 第一項の規定は、前項の場合について準用する。

（免許に係る審査）

第一条の三 内閣総理大臣は、法第三十一条第一号に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行うに当たっては、次の各号に該当するかどうかを審査しなければならない。

一 資本の額が、申請を行った業務の種類に應じ、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第十五条に規定する最低資本の額を上回ること。

二 証券業を開始した後、経常収支（受入手数料に金融収益を加えた額から販売費、一般管理費及び金融費用を控除した額をいう。以下同じ。）が黒字となる営業年度までの期間を通じて、純財産額（証券会社の健全性の準則等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第六十号）第十条第二項に規定する純財産額をいう。以下同じ。）が前号の最低資本の額を下回らない見込みであること。

別紙様式第二号（法第五十三条第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社（以下「特定取引勘定設置証券会社」という。）にあつては、第三十二条第一項に規定する別紙様式第二号の二）に定める貸借対照表（以下この項において「貸借対照表」という。）の資産の部に計上されるべき金額の合計額から貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額（次に掲げるものの金額の合計額を除く。）を控除して算出しなければならない。

一 証券取引責任準備金

二 法第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の規定により承認を受けた業務に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務づけられる引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金

3 | 前二項の資産又は負債の評価は、次の各号に掲げる資産又は負債の区分に応じ、当該各号に定める価額によらなければならない。

一 証券取引所（外国において設立されている類似の機能を有するものを含む。次項及び第四十二条第一号において同じ。）に上場されている有価証券（国債証券を除く。） 計算を行う日の取引所有価証券市場（当該有価証券を保有する証券会社が当該有価証券につき、あらかじめ指定する取引所有価証券市場をいう。次号及び第四十二条第一号において同じ。）における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日の当該取引所有価証券市場における最終価格

。第四十二条第一号において同じ。）により算出した価額

二 証券取引所に上場されている国債証券 計算を行う日の取引所有価

三 証券会社以外の株式会社が従来の目的を変更して証券業の免許の取得を申請する場合においては、申請時の純財産額が第一号の最低資本の額以上であること。

四 証券業を開始する日の属する年度の翌営業年度から起算して、原則として三営業年度を経過する日（以下「黒字転換年限」という。）までの間に、経常収支が黒字となる見込みがあると認められること。

五 証券業を開始した後、自己資本規制比率（自己資本省令第十条に規定する固定化されない自己資本の額を同条に規定するリスク相当額で除した比率をいう。以下同じ。）が黒字転換年限までの期間を通じて百分の百二十を上回る見込みがあると認められること。

2 | 内閣総理大臣は、法第三十一条第一項第二号に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行うに当たつては、次の各号に該当するかどうかを審査しなければならない。

一 免許申請者が証券業務を公正かつ的確に遂行しうる経営体制を有しており、かつ、経営方針も健全であると認められること。

二 免許申請者の役職員が証券業に関し十分な知識及び経験を有していると認められること。

三 免許申請者において、証券業に係る専門的知識及び経験を有する者が十分に確保され、これらの者も含めその営もつとする証券業の適切な遂行に必要かつ十分な人員が各部門に配置されていると認められること。

四 免許申請者において、営業部門の活動を調査するための内部管理体制が確立していると認められること。

証券市場における最終価格（当該最終価格がないときは、計算を行う日の証券業協会が公表する気配相場又はその日前における直近の日の当該取引所有価証券市場における最終価格のうち、当該有価証券を保有する証券会社があらかじめ指定するもの）により算出した価額

三 店頭売買有価証券（法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。） 計算を行う日の店頭売買有価証券市場（当該店頭売買有価証券を保有する証券会社が当該店頭売買有価証券につき、あらかじめ指定する店頭売買有価証券市場をいう。第四十二条第二号において同じ。）における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の日に当該店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会が公表した最終価格。第四十二条第二号において同じ。）により算出した価額

四 前三号に掲げる有価証券以外の資産又は負債 帳簿価額（当該帳簿価額が計算を行う日において評価した価額と著しく異なるときは、当該評価した価額）

4 前項第四号に規定する評価を行うに際し、帳簿価額が計算を行う日において評価した価額と著しく異なるときは、次の各号に掲げる場合の評価額は、当該各号に定める金額とする。

- 一 金銭債権について取立不能のおそれがある場合 取立不能見込額を控除した金額
- 二 証券取引所に上場されておらず、かつ、証券業協会に登録されていない株式についてその発行会社の資産状態が著しく悪化した場合 相当の減額をした金額

五 免許申請者、免許申請者の役員及び主な株主の法令遵守状況が良好なものであり、これらの者がその経歴等に照らし証券業の運営に不適切な資質を有するものでないと認められること。

3 内閣総理大臣は、法第二十八条第二項各号の免許のうち、第三号以外の免許を受けている会社に同号の免許を付与しようとするときは、次の各号に該当するかどうかを審査しなければならない。

一 免許申請者の資本の額が、申請を行った業務の種類に応じ、令第十条に規定する最低資本の額を上回ること。

二 免許申請者の自己資本規制比率が百分の百二十を上回っていること。

三 免許申請者の経常収支が黒字であること。

（認可申請書の添付書類）

第一条の四 法第三十三条各号及び法第三十四条各号の事項の認可を受けようとする者は、別表第一上欄に掲げる事項につき、同表中欄に定める事項を記載した申請書及び同表下欄に定める添付書類を提出しなければならない。

（認可申請の手続）

第一条の五 前条に規定する申請書及び添付書類（以下この条において「申請書等」という。）のうち法第三十四条各号の事項の認可に係るものの提出先は、金融監督庁長官とする。

2 申請書等のうち法第三十三条各号の事項の認可に係るものの提出先は、本庁監理証券会社（令第三十九条第四項の規定により金融監督庁長官が指定する証券会社をいう。以下同じ。）にあつては金融監督庁長官、

三 前二号以外の流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であつて、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合 当該時価

四 第一号又は第二号以外の固定資産について償却不足があり、又は予測することのできない減損が生じた場合 償却不足額を控除し、又は相当の減額をした金額

五 繰延資産について償却不足がある場合 償却不足額を控除した金額

5 第三項の規定にかかわらず、特定取引勘定設置証券会社にあつては、法第五十三条第一項に規定する特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産の評価については、第四十二条及び第四十四条の規定を準用する。この場合において、第四十二条中「法第五十三条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める時価」とあるのは「第七条第二項の資産又は負債の評価」と、「価額とする」とあるのは「価額によらないければならない」と、「営業年度終了の日」とあるのは「計算を行う日」と、第四十四条中「法第五十三条第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める利益相当額又は損失相当額」とあるのは「第七条第二項の資産又は負債の評価」と、「額とする」とあるのは「額によらなければならぬ」と、「営業年度終了の日」とあるのは「計算を行う日」と読み替えるものとする。

(認可申請書の添付書類)

第八条 法第二十九条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、法第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可申請書にあつては、次に掲げるものとする。

本庁監理証券会社以外の証券会社（以下この条において「他の証券会社」という。）にあつては当該他の証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長（以下「管轄財務局長等」という。）とする。ただし、本省監理証券会社以外の証券会社にあつては、当該他の証券会社の本店の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長（以下「管轄財務事務所長等」という。）を経由するものとする。

3 申請書等の提出部数は、本庁監理証券会社にあつては正本一通、他の証券会社にあつては正本一通及びその写しを一通（管轄財務事務所長等を経由して提出する場合は二通）とする。

(認可の審査基準)

第一条の六 金融監督庁長官又は管轄財務局長等（以下「金融監督庁長官等」という。）は、法第三十三条第一号の商号の変更の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 申請に係る商号が他の証券会社が現に使用している商号と同一のものでないこと。

二 申請に係る商号が他の証券会社の営業と誤認されるおそれのないものであること。

2 金融監督庁長官等は、法第三十三条第二号の資本の額の変更の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 資本の額の変更により、当該証券会社の業務の公正かつ的確な遂行

- 一 当該業務において行おうとする取引の種類
 - 二 当該業務を管理する責任者の氏名及び役職名
 - 三 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制
 - 四 当該業務に係る顧客との取引開始基準
 - 五 当該業務に係る損失の危険相当額の算定方法及び算定の頻度（取引所有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標の変動により発生しうる損失の危険、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生しうる損失の危険及びその他理由により発生しうる損失の危険ごとに記載すること。）
 - 六 当該業務に係る損失の危険相当額の限度枠の設定及び適用方法並びに取引の種類及び顧客の属性別の当該限度枠の設定及び適用方法
 - 七 当該業務に係る損失の危険相当額の算定及び限度枠の管理を行う部署の名称及び体制
 - 八 当該業務に係る損失の危険相当額及びその限度枠の適用の状況について、代表権を有する取締役に報告する頻度
 - 九 当該業務に係る損失の危険相当額の算定の基礎となる資料の作成及び保存の方法
 - 十 当該業務の執行並びに損失の危険相当額及びその限度枠の適用の状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制
 - 十一 その他当該業務に係る損失の危険の管理に関する重要な事項
- 2 法第二十九条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、法第二十九条第一項第二号に掲げる業務の認可申請書にあつては、次に掲げるものとする。

- が阻害されるおそれがないと認められること。
- 二 資本の額の減少については、欠損の解消その他経営維持のためやむを得ない事由によるものと認められること。
- 3 金融監督庁長官等は、法第三十三条第三号の業務の方法の変更の認可をしよとするとときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 業務の方法の変更が業務の実態に即応し、また市場環境の変動に対応するために必要なものであると認められるものであること。
 - 二 業務の方法の変更が免許に係る業務の公正かつ的確な遂行に資するものであると認められること。
- 4 金融監督庁長官等は、法第三十三条第四号の支店その他の営業所の設置の認可をしよとするとときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 支店その他の営業所の設置による経費負担が過大とならず、設置後の当該証券会社の自己資本規制比率が百分の百二十を下回らない見込みであること。
 - 二 当該証券会社の営業における法令の遵守状況が良好であること。
 - 三 支店の設置の認可にあつては、当該店舗が次に掲げる要件をすべて満たすことにより独立の営業活動を行える組織となつていないこと。
 - イ 当該店舗及び当該店舗に所属する営業所の法定帳簿を備えおく等の方法により、独立の計算を行つていないこと。
 - ロ 業務を行うに当たっては、当該支店に所属する営業所の顧客を含めた顧客に対し、当該店舗の名をもつて取引報告書の書類を交付し

- 一 当該業務を管理する責任者の氏名及び役職名
 - 二 当該業務を行う部署の名称及び組織の体制
 - 三 当該業務に係る損失の危険相当額の算定方法
 - 四 当該業務に係る損失の危険相当額の限度枠の設定及び適用方法
 - 五 当該業務に係る損失の危険相当額の算定及び限度枠の管理を行う部署の名称及び体制
 - 六 当該業務の執行並びに損失の危険相当額及びその限度枠の適用状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制
 - 七 その他当該業務に係る損失の危険の管理に関する重要な事項
- 3 法第二十九条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、法第二十九条第一項第三号に掲げる業務（以下「私設取引システム運営業務」という。）の認可申請書にあつては、次に掲げるものとする。
- 一 当該業務において行おうとする取引の種類
 - 二 当該業務を管理する責任者の氏名及び役職名
 - 三 当該業務を行う部署（当該業務の一部を他の者に委託する場合は、その者を含む。）の名称及び組織の体制
 - 四 当該業務において取り扱う有価証券の種類、銘柄及び取引の最低単位
 - 五 当該業務に係る顧客との取引開始基準及び顧客の管理方法
 - 六 売買価格の決定方法
 - 七 当該業務において使用する電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合

- ていること。
- ハ 当該店舗に内部管理部門が設置され、所属する営業所を含めた内部管理体制が確立されていること。
 - 四 営業所設置の認可にあつては、当該営業所が本店又は支店に所属する組織となつていること。
 - 5 金融監督庁長官等は、法第三十三条第五号の本店その他の営業所の位置の変更の認可をしようとするときは、当該変更による経費負担が過大とならず、かつ、当該証券会社の変更後の自己資本規制比率が百分の百二十を下回らない見込みであるかどうかを審査しなければならない。
 - 6 金融監督庁長官等は、法第三十三条第六号の支店以外の営業所の支店への変更の認可をしようとするときは、当該支店への変更後の店舗が第四項第三号イからハに掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。
 - 7 金融監督庁長官は、法第三十四条第一号の合併又は営業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け（以下この項において「合併等」という。）の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
 - 一 合併等の後存続する証券会社が、法第三十一条第一項の免許基準を満たし、当該証券会社の業務の公正かつ的確な遂行が阻害されないと認められること。
 - 二 顧客に対する債権債務の承継が支障なく行われる見込みが現実であること。
 - 三 合併等を行う証券会社が欠損又は含み損のある資産を保持する場合

の対処方法

八 当該業務に係る有価証券の受渡しその他の決済の方法及び顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法

九 当該業務に係る取引記録の作成及び保存の方法

十 当該業務の執行状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制

十一 その他当該業務に係る取引の公正を確保するために重要な事項

4 法第二十九条の三第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該業務を管理する責任者の履歴書

二 当該業務に関する社内規則

三 当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書類

(幹事会社)

第九条 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第十五条の二第二号イに規定する総理府令・大蔵省令で定める株式会社は、元引受契約(法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下この条において同じ。)の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券(法第二条第一項第七号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、当該有価証券の発行価額又は売価額の総額のうち証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。)の引受けに係る部分の金額(以下この条において「引受総額」という。)が五億円を超える場合における当該有価証券に限る。)(の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確

は、その処理方法が適当と認められるものであること。

8 金融監督庁長官は、法第三十四条第二号の証券業の廃止又は証券会社の解散の決議の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 申請を行う証券会社につき、法第三十五条第一項に規定する免許の取消しを行う事由が存在しないこと。

二 顧客に対する債務の弁済が完全に行われる確実な見込みがあると認められること。

三 顧客に対する債権債務の残高照合により、帳簿外の債務がないと認められること。

9 第一項、第二項、第七項及び第八項の認可を受けようとする証券会社は、第一条の四に定める書類に準じた書類を第一条の五に定めるところに準じて提出して予備審査を求めることができる。

(幹事会社)

第二条 令第十五条第一項第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、元引受契約(令第十五条第一項第一号イに規定する元引受契約をいう。以下同じ。)の締結に際し、当該元引受契約に係る有価証券(証券投資信託の受益証券以外の有価証券であつて当該有価証券の発行価額又は売価額の総額のうち証券会社(外国証券会社を含む。)の引受けに係る部分の金額(以下この条において「引受総額」という。)が五億円を超える場合における当該有価証券に限る。)(の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定させるための協議を行うことのある会社とする。ただし、資本金百億円(法第二十八条第二項第三号の免許と同

定させるための協議を行うことのある会社とする。ただし、資本金三十億円未満の会社で次に掲げるものは、この限りでない。

一 引受総額が百億円を超える場合において資本金が三十億円以上である他の会社と共同して当該協議を行うことのある会社であつて、当該引受総額のうち当該会社の引受けに係る部分の金額が百億円以下であるときの会社

二 引受総額が五億円を超え百億円以下である場合において当該協議を行うことのある会社

(私設取引システム運営業務の適当性)

第十条 法第二十九条の四第六号及び法第三十条第四項に規定する総理府令・大蔵省令で定める業務の内容及び方法は、次に掲げるものとする。

一 顧客管理の方法

二 電子情報処理組織の運営の方法

(届出の手續等)

第十一条 法第三十条第一項若しくは第三項又は法第三十四条第三項若しくは第六項の規定により届出を行う証券会社は、別表第一上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書に同表下欄に定める書類を添付して、金融監督庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融監督庁長官等」という。)に提出しなければならない。

2 金融監督庁長官等は、証券会社からその登録をした財務局長又は福岡財務支局長の管轄する区域を超えて本店の位置を変更したことの届出書を受理した場合においては、当該届出書及び証券会社登録簿のうち当該証券会社に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店の所

項第一号又は第二号の免許とをあわせ受ける会社以外の会社の場合には三十億円) 未満の会社で次に掲げるものはこの限りでない。

一 引受総額が百億円を超える場合において資本金が百億円(法第二十八条第二項第三号の免許と同項第一号又は第二号の免許とをあわせ受けた会社以外の会社の場合には三十億円) 以上である他の会社と共同して当該協議を行うことのある会社で当該引受総額のうち当該会社の引受けに係る部分の金額が百億円以下である場合の当該会社

二 引受総額が五億円を超え百億円以下である場合において当該協議を行うことのある会社

(営業所の位置変更の認可を要しない場合)

第二条の二 法第三十三条第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 増改築又は天災による被害の復旧その他のやむを得ないと認められる理由により営業所の位置の変更をする場合(二年以内に変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。)

二 前号に規定する位置の変更に係る営業所を変更前の位置に復する場合

2 前項第一号に規定する営業所の位置の変更後、やむを得ないと認められる事由により当該二年以内に変更前の位置に復することができない場合においては、あらかじめ金融監督庁長官等の承認を受けなければならない。

3 証券会社は、前項の規定による承認を受けようとするときは、別表第二上欄に定める事項を記載した承認申請書に同表下欄に定める添付書類

在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に送付するものとする。

- 3 前項の規定による書類の送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社を証券会社登録簿に登録するものとする。

（変更認可の申請）

第十二条 法第三十条第四項の認可を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融監督庁長官等に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 変更しようとする認可の種類
- 四 変更の内容
- 五 変更予定年月日
- 六 変更の理由

2 前項の認可申請書には、第八条第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる事項（内容に変更のある事項に限る。）を記載した書類を添付しなければならない。

（変更認可の基準）

第十三条 金融監督庁長官等は、法第三十条第四項の規定による変更の認可をしようとするときは、法第二十九条の四第一号及び第六号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

（兼職の届出の手續等）

第十四条 証券会社の取締役は、法第三十二条第四項の規定により届出をする場合（他の会社の取締役又は監査役を退任した場合を除く。）にお

を添付して金融監督庁長官等に提出しなければならない。

- 4 前項の申請書及び添付書類の提出先及び提出部数については、第一条の五第一項及び第二項に定めるところに準ずるものとする。

（合併等の届出を行う会社）

第二條の三 法第三十七条第一項第六号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、外国の持株会社（銀行、信託会社若しくは令第一条の二各号に掲げる金融機関又は証券会社（外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社を含む。）の過半数の株式（発行済株式）議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。次項において同じ。）又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次項において同じ。）を所有する会社をいう。次項及び第二條の十一において同じ。）及び法第五十四条第二項第一号又は第三号に該当するものとして同項に基づく金融監督庁長官等の命令を受けた証券会社とする。

2 前項において、外国の持株会社の過半数の株式又は過半数の出資を所有する会社も外国の持株会社とみなす。

（過半数の株式の所有の判定）

第二條の四 法第三十七条第一項第七号に規定する過半数の株式の所有の判定に当たつて、所有する株式には、他人（仮設人を含む。第二條の八及び第二條の十二において同じ。）の名義によつて所有する株式及び次に掲げる場合における株式を含むものとする。

一 売買その他の契約に基づき株式の引渡請求権を有する場合

いては、次に掲げる事項を記載した兼職届出書を金融監督庁長官等に提出しなければならない。

- 一 氏名及び証券会社における役職名
- 二 兼職先の商号
- 三 兼職先における役職名及び代表権の有無
- 四 就任年月日及び任期

2 証券会社の取締役は、前項第二号又は第三号に掲げる事項に変更があった場合においては、次に掲げる事項を記載した兼職変更届出書を金融監督庁長官等に提出しなければならない。

- 一 氏名及び証券会社における役職名
- 二 変更の内容
- 三 変更年月日

3 証券会社の取締役は、第三十二条第四項の規定により兼職をする会社の取締役又は監査役を退任した旨の届出をする場合においては、次に掲げる事項を記載した兼職退任届出書を金融監督庁長官等に提出しなければならない。

- 一 氏名及び証券会社における役職名
- 二 兼職をしていた会社の商号並びに当該会社における役職名及び代表権の有無

- 三 退任年月日
- (親法人等から除く者)

第十五条 証券会社の経営を支配しているものとして令第十五条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者から除かれる総理府令・大

二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三 投資一任契約(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。)その他の契約又は法律の規定に基づき、株式に投資するのに必要な権限を有する場合

四 株式の売買の一方の予約を行っている場合(当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。)

五 株式の売買取引に係るオプションの取得(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。)をしている場合

2 前項の所有する株式からは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる株式を除くものとする。

一 信託業を営む者が信託財産として所有する株式(その者が前項第二号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。)

二 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により所有する株式(引受けの場合にあつては当該株式の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株式の受渡期日の翌日以後所有するものに限る。)

三 売付けの約定をして受渡しを終えていない株式(約定日から五日(日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。))

蔵省令で定める要件に該当する者は、外国の法人その他の団体であつて国内に営業所その他これに準ずるものを有していない者とする。

（親法人等となる者）

第十六条 証券会社の経営を支配しているものとして令第十五条の第三項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条及び第十九条において「法人等」という。）で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者及びこれに準ずる者として金融監督庁長官及び大蔵大臣が指定した者とする。

一 次に掲げる者が所有している当該証券会社の株式（議決権のあるものに限る。以下この条及び第十九条において同じ。）の数（イからニまでに掲げる者が発行済株式（議決権のあるものに限る。以下この条及び第十九条において同じ。）の総数又は出資（議決権のあるものに限る。以下この条及び第十九条において同じ。）の総額の百分の五十を超える株式又は出資（以下この条及び第十九条において「過半数の株式等」という。）を所有している外国の持株会社（他の法人等の株式又は出資を所有することを主たる目的とする外国の法人等をいう。以下この条及び第十九条において同じ。）の所有に係る当該証券会社の株式の数を含む。）の合計が、当該証券会社の発行済株式の総数の百分の五十を超えていること。

イ 当該法人等

ロ 当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び第十九条第一項第一

以内に受渡しを行うもの限り、次号に掲げる取引により売付けの約定をした株式を除く。）

四 証券取引所で行われる銘柄の異なる株式の集合体を対象とする先物取引を行ったことにより所有している株式（当該先物取引の売買取引最終日の翌日以後所有するものを除く。）

（届出事項）

第二條の五 法第三十七条第一項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第二條の二第一項各号に掲げる場合

二 他の法人その他の団体が法第四十二条の二第一項に規定する親法人等又は同条第二項に規定する子法人等に該当することとなつた場合（法第三十七条第一項第七号に掲げる場合に該当することとなつたときを除く。）

三 法第四十三条ただし書の規定による承認を受けて金利先渡取引（証券会社、外国証券会社、銀行、信託会社若しくは令第一条の二各号に掲げる金融機関又は金融監督庁長官及び大蔵大臣が定める者との間に於いて、あらかじめ将来の特定の日（以下この号において「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下この号において「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済

号二において同じ。）及び主要株主（当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者（一の者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額を当該一の者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上となる場合における当該一の者を含む。）をいう。）

ハ 口に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。第十九条において同じ。）

二 イから八までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の過半数の株式等を所有している場合における当該他の法人等（イから八までに掲げる者が所有している他の法人等の株式の数又は出資の額と当該イから八までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該他の法人等の株式の数又は出資の額との合計が、当該他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えることとなる場合における当該他の法人等を含む。）及びその役員

二 前号ロから二までに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

2 前項第一号のイから二までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社、同号ロの一の者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社又は同号二のイから八までに掲げる者が過半数の株式等を

日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいう。以下同じ。）を業務として開始した場合

四 定款を変更した場合

五 取締役の役名に変更があつた場合

六 会社が登記を要する事項について変更又は消滅の登記を行った場合（法第三十七条第一項第一号及び第五号の規定による届出を行う場合を除く。）

七 法第三十三条第四号の設置の認可を受けた支店その他の営業所が営業を開始した場合

八 法第三十三条第五号の位置変更の認可を受けた本店その他の営業所が営業を開始した場合

九 住居地の変更がない場合で、支店その他の営業所の名称を変更した場合

十 営業所の住居表示が変更になつた場合

十一 証券会社が分室（本店又は支店の外において当該本店又は支店の業務の一部を営むために設置する営業所以外の施設をいう。）を設置した場合

十二 証券会社が店外自動預入支払機（店舗外に設置する機械で、顧客の操作に応じて現金の預入、支払等の機能を果たすものをいう。）を設置した場合

十三 証券会社が連絡事務所（情報収集等の目的のために設置する証券業務を行わない営業所以外の施設をいう。）を設置した場合

所有している外国の持株会社（以下この項において「前項第一号の外国の持株会社」という。）が他の外国の持株会社の過半数の株式等を所有している場合には、当該他の外国の持株会社をそれぞれ前項第一号の外国の持株会社とみなして、前項の規定を適用する。

（令第十五条の三に規定する株式又は出資の所有の判定）

第十七条 令第十五条の三第一項第一号イに掲げる者、同号ロに規定する株主（法人その他の団体であるものに限る。）、同号ニに規定する他の法人等、同条第二項第一号イに掲げる者及び同号ニに規定する法人等の株式の所有の判定に当たって、その所有する株式（他人（仮設人を含む。以下この条、第二十条第一項及び第四十七条において同じ。）の意義によつて所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式を含む。）には、第二十条第二項各号に掲げる株式を含まないものとする。

2 令第十五条の三第一項第一号ロに規定する役員及び株主（法人その他の団体でないものに限る。）、同号ハに掲げる者、同号ニに規定する役員、同条第二項第一号ロに規定する役員、同号ハに掲げる者並びに同号ニに規定する役員の株式の所有の判定に当たって、その所有する株式（他人の意義によつて所有する株式及び第二十条第一項各号に掲げる場合における株式を含む。）には、第二十条第二項各号に掲げる株式及び次に掲げる株式を含まないものとする。

一 相続財産に属する株式（当該相続財産の相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をしていないもの又は当該相続財産の共同相続人

2 法第三十七条第一項の規定による届出を行う証券会社は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を提出しなければならない。

3 第一項第二号に掲げる場合のうち証券会社の取締役又は監査役が別紙に掲げる法人その他の団体の取締役等を兼職することにより当該団体が当該証券会社の法第四十二条の二第一項に規定する親法人等に該当する場合において、当該団体が次に掲げる事項を記載した書面を金融監督庁長官等に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該届出を法第三十七条第一項の規定に基づく届出とみなす。

一 兼職しようとする取締役又は監査役の氏名
二 所属する証券会社名

三 証券会社における役職名及び兼職しようとする役職名
四 兼職しようとする役職の任期の年数及び期数（役職に変更があつた場合は変更後も通算して算出した年数及び期数をいう。）

五 兼職を行おうとする法人と証券会社との関係及び当該取締役等を選任した理由（当該取締役が三期目以上を兼職する場合に限る。）

4 第二項に定める届出書及びその添付書類の提出先及び提出部数については、第一条の五第一項及び第二項に定めるところに準ずるものとする。

（親法人等から除く者）

第二条の六 証券会社の経営を支配しているものとして令第十五条の二第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者から除かれる総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者は、外国の法人その他の団体であつ

が遺産の分割を終えていないものに限り。）

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する当該法人の所有する株式

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限り。）をした場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条ノ二第一項の規定に基づき買付けた株式以外のものを買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限り。）において当該取得した株式を信託された者が所有する当該株式（当該信託された者が当該株式について第二十条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。）

3 | 令第十五条の三第一項第一号イに掲げる者、同号ロに規定する出資者（法人その他の団体であるものに限り。）、同号ニに規定する他の法人等、同条第二項第一号イに掲げる者及び同号ニに規定する法人等の出資の所有の判定に当たって、その所有する出資には、他人の名義によって所有する出資及び次に掲げる場合における出資を含むものとする。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、出資先である法人の社員としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

二 契約又は法律の規定に基づき、出資に投資するのに必要な権限を有

て国内に営業所その他これに準ずるものを有しない者とする。

（親法人等となる者）

第二条の七 証券会社の経営を支配しているものとして令第十五条の二第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者は、法人その他の団体（以下この条及び第二条の十において「法人等」という。）で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者及びこれに準ずる者として金融監督庁長官及び大蔵大臣が指定した者とする。

一 次に掲げる者が所有している当該証券会社の株式（議決権のあるものに限り。以下この条及び第二条の十において同じ。）の数（イからニまでに掲げる者が発行済株式（議決権のあるものに限り。以下この条及び第二条の十において同じ。）の総数又は出資（議決権のあるものに限り。以下この条及び第二条の十において同じ。）の総額の百分の五十を超える株式又は出資（以下この条及び第二条の十において「過半数の株式等」という。）を所有している外国の持株会社（他の法人等の株式又は出資を所有することを主たる目的とする外国の法人等をいう。以下この条及び第二条の十において同じ。）の所有に係る当該証券会社の株式の数を含む。）の合計が、当該証券会社の発行済株式の総数の百分の五十を超えていること。

イ 当該法人等

ロ 当該法人等の役員（取締役又は監査役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び第二条の十第一項第一号ニにおいて同じ。）及び主要株主（当該法人等の発行済株式の

する場合

4 令第十五条の三第一項第一号ロに規定する役員及び出資者（法人その他の団体でないものに限る。）は、同号ハに掲げる者、同号ニに規定する役員、同条第二項第一号ロに規定する役員、同号ハに掲げる者並びに同号ニに規定する役員の出資の所有の判定に当たって、その所有する出資（他人の名義によつて所有する出資及び前項各号に掲げる場合における出資を含む。）には、次に掲げる出資を含まないものとする。

一 相続財産に属する出資（当該相続財産の相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）

）若しくは限定承認をしていないもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産の分割を終えていないものに限る。）

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する当該法人の所有する出資

（子法人等から除く者）

第十八条 証券会社によつてその経営が支配されているものとして令第十五条の三第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当する法人等から除かれる総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 証券会社によつてすべての株式又は出資を所有されている法人その他の団体（銀行、信託会社及び令第一条の九に規定する金融機関を除く。）であつて、専ら当該証券会社の業務の遂行のための業務を行つ

総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を所有している株主又は出資者（一の者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額を当該一の者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該法人等の株式の数又は出資の額との合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上となる場合における当該一の者を含む。）をいう。）

ハ ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。第二条の十において同じ。）

二 イからハまでに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の過半数の株式等を所有している場合における当該他の法人等（イからハまでに掲げる者が所有している他の法人等の株式の数又は出資の額と当該イからハまでに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該他の法人等の株式の数又は出資の額との合計が、当該他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えることとなる場合における当該他の法人等を含む。）及びその役員

二 前号ロから二までに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

2 前項第一号のイから二までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社、同号ロの一の者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社又は同号二のイからハまでに掲げる者が過半数の株式等を

ていること。

二 外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所その他これに準ずるものを有していないこと。

(子法人等となる者)

第十九条 証券会社によつて経営が支配されているものとして令第十五条の三第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等及びこれに準ずる者として金融監督庁長官及び大蔵大臣が指定した者とする。

一 次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額(イからニまでに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該法人等の株式の数又は出資の額を含む。)の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ 当該証券会社

ロ 当該証券会社の役員(取締役又は監査役をいう。次号において同じ。)及び主要株主(当該証券会社の発行済株式の総数の百分の十以上の株式を所有している株主(一の者が所有している当該証券会社の株式の数と当該一の者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該証券会社の株式の数の合計が、当該証券会社の発行済株式の総数の百分の十以上となる場合における当該一の者を含む。)をいう。)

ハ ロに掲げる者の親族

所有している外国の持株会社(以下この項において「前項第一号の外国の持株会社」という。)が他の外国の持株会社の過半数の株式等を所有している場合には、当該他の外国の持株会社をそれぞれ前項第一号の外国の持株会社とみなして、前項の規定を適用する。

(令第十五条の二に規定する株式又は出資の所有の判定)

第二条の八 令第十五条の二第一項第一号イに掲げる者、同号ロに規定する株主(法人その他の団体であるものに限る。)、同号ニに規定する他の法人等、同条第二項第一号イに掲げる者及び同号ニに規定する法人等の株式の所有の判定に当たつて、その所有する株式(他人の名義によつて所有する株式及び第二条の四第一項各号に掲げる場合における株式を含む。)には、第二条の四第二項各号に掲げる株式を含まないものとする。

2 令第十五条の二第一項第一号ロに規定する役員及び株主(法人その他の団体でないものに限る。)、同号ハに掲げる者、同号ニに規定する役員、同条第二項第一号ロに規定する役員、同号ハに掲げる者並びに同号ニに規定する役員の株式の所有の判定に当たつて、その所有する株式(他人の名義によつて所有する株式及び第二条の四第一項各号に掲げる場合における株式を含む。)には、第二条の四第二項各号に掲げる株式及び次に掲げる株式を含まないものとする。

一 相続財産に属する株式(当該相続財産の相続人(共同相続の場合を除く。)が単純承認(単純承認をしたものとみなされる場合を含む。)(若しくは限定承認をしていないもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産の分割を終えていないものに限る。))

二 イから八までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の過半数の株式等を所有している場合における当該他の法人等（イから八までに掲げる者が所有している他の法人等の株式の数又は出資の額と当該イから八までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該他の法人等の株式の数又は出資の額との合計が、当該他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えることとなる場合における当該他の法人等を含む。）及びその役員

二 前号ロから二までに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

2 前項第一号のイから二までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社、同号ロの一の者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社又は同号二のイから八までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社（以下この項において「前項第一号の外国の持株会社」という。）が他の外国の持株会社の過半数の株式等を所有している場合には、当該他の外国の持株会社をそれぞれ前項第一号の外国の持株会社とみなして、前項の規定を適用する。

（過半数の株式の所有の判定）

第二十条 法第三十二条第七項に規定する過半数の株式の所有の判定に当たって、所有する株式には、他人の名義によつて所有する株式及び次に

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する当該法人の所有する株式

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十条ノ二第一項の規定に基づき買付けた株式以外のものを買付けたときは、証券会社に委託して行つた場合に限る。）において当該取得した株式を信託された者が所有する当該株式（当該信託された者が当該株式について第二条の四第一項第一号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。）

3 令第十五条の二第一項第一号イに掲げる者、同号ロに規定する出資者（法人その他の団体であるものに限る。）、同号二に規定する他の法人等、同条第二項第一号イに掲げる者及び同号二に規定する法人等の出資の所有の判断に当たつて、その所有する出資には、他人の名義によつて所有する出資及び次に掲げる場合における出資を含むものとする。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、出資先である法人の社員としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

二 契約又は法律の規定に基づき、出資に投資するのに必要な権限を有する場合

掲げる場合における株式を含むものとする。

一 売買その他の契約に基づき株式の引渡請求権を有する場合

二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株式の発行者である会社の株主としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三 投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株式に投資するのに必要な権限を有する場合

四 株式の売買の一方の予約を行っている場合（当該売買を完結する権利を有し、かつ、当該権利の行使により買主としての地位を取得する場合に限る。）

五 株式の売買に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）をしている場合

2 前項の所有する株式からは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる株式を除くものとする。

一 信託業を営む者が信託財産として所有する株式（その者が前項第二号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。）

二 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により所有する株式（引受けの場合にあつては当該株式の払込期日の翌日以後、売出しの場合にあつては当該株式の受渡期日の翌日以後所有するものに限る。）

4 令第十五条の二第一項第一号ロに規定する役員及び出資者（法人その他の団体でないものに限る。）（同号八に掲げる者、同号二に規定する役員、同条第二項第一号ロに規定する役員、同号八に掲げる者並びに同号二に規定する役員の出資の所有の判断に当たつて、その所有する出資（他人の名義によつて所有する出資及び前項各号に掲げる場合における出資を含む。）には、次に掲げる出資を含まないものとする。

一 相続財産に属する出資（当該相続財産の相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認をしていないもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産の分割を終えていないものに限る。）

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、当該代表権または代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有する当該法人の所有する出資

（子法人等から除く者）

第二条の九 証券会社によつてその経営が支配されているものとして令第十五条の二第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当する法人等から除かれる総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 証券会社によつてすべての株式又は出資を所有されている法人その他の団体（銀行、信託会社及び令第一条の二に掲げる金融機関を除く。）であつて、専ら当該証券会社の業務の遂行のための業務を行つて

三 売付けの約定をして受渡しを終えていない株式（約定日から五日（日曜日及び令第十四条の五に規定する休日の日数は、算入しない。）以内に受渡しを行うもの）に限り、次号に掲げる取引により売付けの約定をした株式を除く。）

四 証券取引所で行われる銘柄の異なる株式の集合体を対象とする有価証券先物取引を行ったことにより所有している株式（当該先物取引の売買最終日の翌日以後所有するものを除く。）
（保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け）

第二十一条 法第三十四条第一項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 顧客から保護預りをしている有価証券が次に掲げるいずれかの有価証券（当該保護預りをした顧客の所有するものに限る。）であつて、当該顧客が当該有価証券を引き続き保有するために必要なものとして当該有価証券を担保とする金銭の貸付けのうち、当該顧客に貸し付ける金額が保護預りをしている有価証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円（担保とする有価証券の貸付けの時にあける時価の範囲内に限る。次号において同じ。）を超えないもの

イ 国債証券

ロ 地方債証券

ハ 政府保証債券（法第二条第一項第三号に掲げる有価証券のうち政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものをいう。）

二 社債券

二 外国の法人その他の団体であつて、国内に営業所その他これに準ずるものを有していないこと。

（子法人等となる者）

第二条の十 証券会社によつて経営が支配されているものとして令第十五条の二第二項各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める要件に該当する者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等及びこれに準ずる者として金融監督庁長官及び大蔵大臣が指定した者とする。

一 次に掲げる者が所有している当該法人等の株式の数又は出資の額（イからニまでに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該法人等の株式の数又は出資の額を含む。）の合計が、当該法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

イ 当該証券会社

ロ 当該証券会社の役員（取締役又は監査役をいう。次号において同じ。）及び主要株主（当該証券会社の発行済株式の総数の百分の十以上の株式を所有している株主（一の者が所有している当該証券の株式の数と当該一の者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該証券会社の株式の数との合計が、当該証券会社の発行済株式の総数の百分の十以上となる場合における当該一の者を含む。）をいう。）

ハ ロに掲げる者の親族

ニ イから八までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この

ホ 株券

ヘ 証券投資信託又は外国証券投資信託の受益証券

ト 投資証券又は外国投資証券

チ 外国又は外国法人の発行する証券又は証書でイからホまでの有価証券の性質を有するもの

二 顧客から保護預りをしている有価証券が証券投資信託の受益証券のうち次のイから八までに掲げるものであって、当該有価証券の解約を請求した顧客に対し、解約に係る金銭が支払われるまでの間に当該有価証券を担保としてその解約に係る金銭の額に相当する額の金銭で、かつ、当該顧客へ貸し付ける金額が当該証券投資信託の受益証券を担保として既に貸し付けている金銭の額と合計して五百万円を超えないもの

イ 主たる投資対象を短期の公社債（前号イから二までに掲げる有価証券（外国又は外国法人の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含む。）をいう。）、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とする公社債投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則（平成十年総理府令・大蔵省令第 号（第四条第二号に規定する公社債投資信託をいう。以下同じ。））であつて、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

(1) 信託期間に制限のないものであること。

(2) 毎日決算を行い元本を超える額を分配し、その分配金が月末に再投資されるものであること。

号において「他の法人等」という。）の過半数の株式等を所有している場合における当該他の法人等（イから八までに掲げる者が所有している他の法人等の株式の数又は出資の額と当該イから八までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社の所有に係る当該他の法人等の株式の数又は出資の額との合計が、当該他の法人等の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えることとなる場合における当該他の法人等を含む。）及びその役員

二 前号ロから二までに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年をするまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役（理事その他これに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役の過半数を占めていること。

2 前項第一号のイから二までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社、同号ロの一の者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社又は同号二のイから八までに掲げる者が過半数の株式等を所有している外国の持株会社（以下この項において「前項第一号の外国の持株会社」という。）が他の外国の持株会社の過半数の株式等を所有している場合には、当該他の外国の持株会社をそれぞれ前項第一号の外国の持株会社とみなして、前項の規定を適用する。

（兼職申請の手続）

第二条の十の二 証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人は、法第四十二条又は法第四十二条の二第一項ただし書若しくは第二項ただし書の承認を受けようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した兼職

(3) 解約を常時行うことができるものであること。

(4) 解約金の支払いが当日又はその翌営業日に行われるものであること。

ロ 主たる投資対象を中期の利付国債、預金、金銭信託及びコール・ローン等の金融資産とするものであって、イの(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

ハ 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則第四十二条第一項第二号に規定する公社債投資信託であつて、イの(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものの受益証券

(累積投資契約の締結)

第二十二条 法第三十四条第一項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する契約の締結とする。

一 有価証券の買付けの方法として、当該有価証券の種類及び買付けのための預り金の充当方法を定めていること。

二 預り金の管理の方法として、顧客からの払込金及び顧客が寄託している有価証券の果実並びに償還金の受入れに基づいて発生した証券会社の預り金を累積投資預り金として他の預り金と区分して経理することとを定めていること。

三 他の顧客又は当該証券会社と共同で買い付ける場合には、顧客が買い付けた有価証券につき回記号及び番号が特定されたときに共有が終了し、当該顧客に当該有価証券の所有権が移転することを定めていること。

承認申請書を提出しなければならない。

一 兼職をしようとする会社名、役職名及び代表権の有無

二 兼職をしようとする理由

2 前項の兼職承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 当該兼職をしようとする者の履歴書

二 承認申請に係る証券会社の同意書

三 当該兼職をしようとする会社又は法人その他の団体の定款、直近の営業報告書並びに財産及び損益状況を記載した書類

四 証券会社と当該兼職をしようとする会社との取引関係を記載した書類

五 証券会社と当該兼職をしようとする会社との出資の関係を示す書類
(法第四十二条の二の規定に基づく承認申請の場合に限る。)

3 第一項及び第二項に規定する承認申請書及び添付書類の提出先及び提出部数については、第一条の五第一項及び第二項に定めるところに準ずるものとする。

(兼職承認の基準)

第二条の十の三 金融監督庁長官等は、次に掲げる基準のいずれかに適合する場合でなければ、法第四十二条の兼職の承認を行つてはならない。

一 申請者が兼職しようとする会社が、当該申請者が現に属する証券会社の調査部門、不動産管理部門等、一部門を構成する性質を有する業務を行う会社で経営合理化のため別会社となつたと認められるもの又はそれに準ずるものであること。

四 有価証券の保管の方法として、預託を受けた有価証券（当該証券会社と顧客が共有しているものに限り。）が他の有価証券と分別して管理されるものであること。

五 顧客から申し出があったときには解約するものであること。

（商品市場における取引）

第二十三条 法第三十四条第二項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二百六条第一項に規定する商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受ける業務とする。

（有価証券関連以外のデリバティブ取引）

第二十四条 法第三十四条第二項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「金利先渡取引」という。）

二 当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る

二 申請者が兼職しようとする会社が、証券業協会若しくは証券取引所の使用する不動産を管理する会社又は証券会社が共同して設立した証券会社であること。

三 申請者が営もうとする事業が、申請者が事務を担当しなければ継続困難と認められるものであつて、申請者は重要な事項についてのみ指示していると認められること。

四 申請者が兼職しようとする会社が、整理再建その他特別な状態に立ち至つており、申請者が整理再建その他の事務を担当しないとその事務の遂行に重大な支障を生ずると認められること。

2 金融監督庁長官等は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合する場合でなければ、法第四十二条の二の兼職の承認を行つてはならない。

一 申請者が兼職しようとする会社が、当該申請者が現に属する証券会社の調査部門、不動産管理部門等、一部門を構成する性質を有する業務を行う会社で経営合理化のため別会社となつたと認められるもの又はそれに準ずるものであること。

二 申請者が営もうとする事業が、申請者が事務を担当しなければ継続困難と認められるものであつて、申請者が重要な事項についてのみ指示していると認められること。

三 その他兼職によつて、申請者の所属する証券会社の親法人等又は子法人等からの独立性が損なわれることがないと認められること。

（異動報告）

第二条の十の四 法第四十二条又は法第四十二条の二の承認を受けた取締役等は、次に掲げる場合には、異動前及び異動後の職務内容を記載した

- 為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の關係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「為替先渡取引」という。）
- 三 当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引（以下「直物為替先渡取引」という。）
- 四 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第五項に規定する店頭金融先物取引（以下「店頭金融先物取引」という。）
- 五 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品

異動報告書を提出しなければならない。

一 当該証券会社又は兼務する会社において、代表権の有無に異動があつたとき。

二 当該証券会社又は兼務する会社において、新たに、会長、副会長、社長、副社長、専務若しくは常務の地位についたとき、又はこれらの地位に異動があつたとき（兼職する事業の事業主等の地位に異動があつたときを含む。）。

三 当該証券会社又は兼務する会社において、役員としての担当区分に変更があつたとき。

四 兼務する会社の商号の変更があつたとき。

2 前項の異動報告書には、業務の内容その他の異動状況を明らかにする書面を添付しなければならない。

3 法第四十二条又は法第四十二条の二の承認を受けた取締役等は、兼務する会社が前条第一項第一号から第四号まで若しくは同条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当しなくなつた場合又は兼職をやめた場合には、遅滞なく、その旨を金融監督庁長官等に報告しなければならない。

4 前三項の規定による報告書及び添付書類の提出先及び提出部数については、第一条の五第一項及び第二項に定めるところに準ずるものとする。

（兼業承認の手続）

第二条の十の五 証券会社は、法第四十三条ただし書に基づき兼業の承認申請をしようとするときは、兼業の対象とする業務ごとに、兼業の承認

の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（差金の授受によって決済される取引に限る。以下「商品デリバティブ取引」という。）

六 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「スワップ取引」という。）

七 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第八項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）

（その他の業務）

第二十五条 法第三十四条第二項第十号に規定する総理府令・大蔵省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 二 譲渡性預金（払戻しについての期限の定めのある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。以下同じ。）の預金証書（令第一条に規定するものを除く。第三十七条及び第四十一条において同じ。）の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務

を受けようとする業務及び開始時期を記載した兼業承認申請書を提出しなければならない。

2 前項の兼業承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 業務の内容、執行方法及び当該業務を行う営業所を定めた書類（以下この条において「事業方法書」という。）

二 事業方法書に記載された業務を執行するための当該証券会社における組織管理体制、事務処理手続その他の事務処理の細則を記載した書類

三 業務開始後三年間における当該業務の収支見込み及びその根拠を記載した書類

四 当該業務に係る約款又は契約書の様式

五 当該業務に使用する伝票帳簿その他の参考書類

3 前二項の規定による申請書の提出先及び提出部数については、第一条の五第一項及び第二項に定めるところに準ずるものとする。

（証券会社が過半数の株式又は出資を取得し、又は所有することができる会社）

第二条の十一 法第四十三条の二第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、外国の持株会社（第二条の三第二項の規定により外国の持株会社とみなされる会社を含む。）及び証券会社とする。

（証券会社が過半数の株式を所有する場合等における認可申請の手続）
第二条の十一の二 法第四十三条の二の規定による認可を受けようとする証券会社は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項

- 三 円建銀行引受手形（銀行その他の金融機関が引受けを行った貿易に係る為替手形のうち、本邦通貨をもって表示されるものをいう。以下同じ。）の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
 - 四 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）第二条第一項に規定する抵当証券の販売及び同法第二十八条第二項に規定する抵当証券の保管に関する業務
 - 五 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
 - 六 金銭債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
 - 七 貸出参加契約（金融機関等貸出債権に係る権利義務関係を移転させずに、原貸出債権に係る経済的利益及び損失の危険を原債権者から第三者に移転させる契約をいう。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
 - 八 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十二項に規定する保険募集
 - 九 自ら所有する不動産の賃貸
 - 十 物品賃貸業
 - 十一 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
 - 十二 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
 - 十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- （その他の業務の承認申請）

- を記載した認可申請書及び同表下欄に定める添付書類を提出しなければならない。
- 2 前項の認可申請書及び添付書類の提出先及び提出部数については、第一条の五第一項及び第二項に定めるところに準ずるものとする。
 - 3 第一項に規定する認可を受けようとする証券会社は、第一条の五に定めるところに準じて第一項に定める認可申請書及び添付書類を提出して予備審査を求めることができる。
- 第二条の十一の三 金融監督庁長官は、前条の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
- 一 証券会社が、国内において法第四十三条の二の認可に係る金融機関を設立又は所有しようとする場合においては、当該会社の自己資本規制比率が出資時において百分の百二十を下回ることなく、かつ、出資後三年間下回る見込みのないこと、並びに会社の設立又は株式の取得に係る費用が当該証券会社の資本金、純財産額及び財務状況に照らし運営上過大なものでないと認められること。
 - 二 当該証券会社の法令等の遵守状況及び組織管理体制の整備状況が良好と認められること。
 - 三 発行済株式の総額又は出資の総額に百分の五十を乗じた額を下回って出資する他の者と共同で会社を設立しようとする場合においては、当該他の者の経営及び業務の状況等に問題がないと認められること。
 - 四 海外において他の者と共同で会社を設立しようとする場合又は株式の取得をしようとする場合においては、当該他の者又は取得先会社の

第二十六条 法第三十四条第四項の承認を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融監督庁長官等に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 承認を受けようとする業務の種類
- 四 当該業務の開始予定年月日

2 前項の承認申請書には、次に掲げるものを記載した書類を添付しなければならない。

- 一 当該業務の内容及び方法
- 二 当該業務に係る損失の危険の管理方法
- 三 当該業務を所掌する組織及び人員配置
- 四 当該業務の運営に関する社内規則

(法第三十七条に規定する上場株券等)

第二十七条 法第三十七条に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは次に掲げるものとする。

- 一 株券
- 二 転換社債券
- 三 新株引受権付社債券
- 四 新株引受権証券
- 五 新株引受権証書
- 六 出資証券

(説明書の交付)

経営及び業務の状況等に問題がないと認められること。

(過半数の出資の所有の判定)

第二条の十二 法第四十三条の二第一項に規定する過半数の出資の所有の判定に当たつて、所有する出資には、他人の名義によつて所有する出資及び第二条の八第三項第一号に掲げる場合における出資を含むものとする。

(説明書の交付)

第二条の十三 法第四十七条の二に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 証券会社
- 二 外国証券会社
- 三 銀行
- 四 信託会社
- 五 保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会
- 六 農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- 七 信用協同組合、信用協同組合連合会及び業として預金若しくは貯金の受入れ又は共済に関する施設の事業をすることができる農業協同組合連合会
- 八 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 九 証券投資信託の委託会社

第二十八条 法第四十条に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 証券会社
- 二 外国証券会社
- 三 銀行
- 四 信託会社
- 五 保険会社、無尽会社、信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会
- 六 農林中央金庫及び商工組合中央金庫
- 七 信用協同組合、信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）及び業として貯金の受入れ又は共済に関する施設の事業をすることができる農業協同組合連合会
- 八 業として貯金の受入れをすることができる農業協同組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十条第十項に規定する証券投資信託委託業者
- 十 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資法人及び同条第二十項に規定する外国証券投資法人
- 十一 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第三項に規定する投資顧問業者（同条第四項に規定する投資一任契約に係る業務を営む者に限る。）

2 法第四十七条の二に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、同条各号に掲げる取引（次項において「取引」という。）に伴う危険に関する事項とする。

3 法第四十七条の二に規定する総理府令・大蔵省令で定める期間は、同条に規定する書面の作成時（当該書面に記載した事項を変更したときにあつては、当該変更後の事項を記載した書面の作成時）から取引に係る契約の締結日までの期間とする。

（取引報告書の記載事項）

第三条 法第四十八条に規定する取引報告書は、別表第五に定めるところにより作成しなければならない。

（取引報告書の省略の承認の手続）

第三条の二 法第四十八条ただし書の承認を受けようとする証券会社は、承認を受けようとする取引の種類を記載した承認申請書を提出しなければならない。

2 前項の承認申請書の提出先及び提出部数については、第一条の五第一項及び第二項に定めるところに準ずるものとする。

（同意書の記載事項）

第四条 法第五十一条第一項に規定する書面は、別表第六に定めるところにより作成しなければならない。

（営業報告書の様式）

第五条 法第五十三条第一項に規定する営業報告書は、様式第一号（法第五十六条第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社（以下「特定取引勘定設置証券会社」という。）にあつては様式第一号の二）に

2 法第四十条に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、同条各号に掲げる取引（次項において「取引」という。）に係る損失の危険に関する事項及び顧客の注意を喚起すべき事項とする。

3 法第四十条に規定する総理府令・大蔵省令で定める期間は、取引に係る契約の締結前一年間とする。ただし、同条に規定する書面を交付した日以後一年以内に取引を行った場合には、当該取引に係る契約の締結をもって当該書面を交付したものとみなして本文の規定を適用する。

（説明書の交付を必要とする取引）

第二十九条 法第四十条第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める有価証券の売買その他の取引は、上場株券等（法第三十七条に規定する上場株券等をいう。）の取引所有有価証券市場外での売買その他の取引並びに法第二条第十号の二及び第十号の三に掲げる有価証券の売買その他の取引とする。

（取引報告書の記載事項等）

第三十条 法第四十一条に規定する取引報告書は、別表第二に定めるところにより作成しなければならない。

2 法第四十一条ただし書に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 累積投資契約（法第三十四条第一項第八号に規定する累積投資契約をいう。）による買付けの場合であつて、当該累積投資契約により買付けした顧客に対し当該取引の内容を記載した書類を定期的に通知し、かつ、当該顧客からの個別の取引に関する照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているもの

より作成しなければならない。

（営業報告書の提出等）

第五条の二 前条の営業報告書には、別表第七に定める事項を記載した書類及び様式第二号による付属明細書を添付して提出しなければならない。

2 前条の営業報告書並びに前項に定める書類及び付属明細書の提出先並びに提出部数については、第一条の五第一項及び第二項に定めるところに準ずるものとする。

（報告等の徴取及び検査の対象となる会社）

第六条 法第五十五条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、次に掲げる会社とする。

一 銀行、信託会社及び令第一条の二に掲げる金融機関

二 証券会社によつてすべての株式又は出資を所有されている会社であつて、専ら当該証券会社の業務の遂行のための業務を行つている会社

（特定取引）

第六条の二 法第五十六条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の引受け（有価証券の発行に際して当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得する契約を締結する取引に限る。第六条の六及び第六条の七において同じ。）

二 外国通貨に係る取引（先物外国為替取引、銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の八第五号に規定する為替先渡取引

二 次に掲げる取引であつて、契約することに当該取引の条件を記載した取引契約書を交付するもの

イ 有価証券店頭デリバティブ取引（法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）

ロ 債券等（法第二条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。）、同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するものと並びに令第一条に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の買戻条件付売買（令第十六条に規定する買戻条件付売買をいう。）

ハ 債券等の売戻条件付売買（債券等に係る売戻条件付売買であつて、売戻価格があらかじめ定められているものをいう。）

ニ 債券等の売買のうち約定日から受渡日までの期間が一年以上となる取引

ホ 当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買の契約が解除される取引（以下「選択権付債券売買」という。）

（同意書の記載事項）

第三十一条 法第四十七条の二に規定する書面は、別表第三に定めるところにより作成しなければならない。

（営業報告書の作成等）

第三十二条 法第四十九条第一項の規定により証券会社が提出する営業報告書は、別紙様式第二号（特定取引勘定設置証券会社にあつては、別紙

、通貨の売買取引及び当事者の一方の意思表示により当事者間において通貨の売買取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払つことを約する取引（第五号に該当する取引を除く。）に限る。第六条の六及び第六条の七において同じ。）

三 譲渡性預金の預金証書（払戻しについて期限の定めのある預金で指名債権でないものの預金証書のうち、令第一条に規定するものを除く。第六条の四において同じ。）の売買取引

四 円建銀行引受手形（銀行法施行規則第十七条の八第三号に規定する円建銀行引受手形をいう。第六条の四において同じ。）の売買取引

五 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）

六 金利先渡取引

七 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（第六条の六及び第六条の七において「スワップ取引」という。）

（勘定間振替の禁止）

第六条の三 特定取引勘定設置証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特定取

様式第二号の二)により作成しなければならない。

2 前項の営業報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 別表第四に定める事項を記載した書類

二 別紙様式第三号(特定取引勘定設置証券会社にあつては、別紙様式第三号の二)により作成した附属明細書

三 別紙様式第四号(特定取引勘定設置証券会社にあつては、別紙様式第四号の二)により作成した営業報告書明細表

3 証券会社は、前二項に規定する書類を作成する場合においては、金融監督庁長官の定める会計処理の方法その他一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従わなければならない。

(業務又は財産の状況に関する報告書の提出)

第三十三条 法第四十九条第二項の規定により証券会社は、次の各号に掲げる報告書を、当該各号に定める提出期限までに金融監督庁長官等に提出しなければならない。

一 別紙様式第五号(特定取引勘定設置証券会社にあつては、別紙様式第五号の二)により作成した主要勘定残高表 毎月末のものを翌月十五日まで

二 別紙様式第六号により作成した有価証券引受・売買等状況表 毎月末のものを翌月十五日まで

三 別紙様式第七号により作成した投資有価証券等明細表 三月末及び九月末のものを翌月末日まで

四 別紙様式第八号により作成した借入金明細表 三月末及び九月末のものを翌月末日まで

引勘定以外の勘定に振り替えること

二 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産以外の取引又は財産を特定取引勘定に振り替えること

(特定取引勘定に経理する財産)

第六条の四 法第五十六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

一 譲渡性預金の預金証書

二 円建銀行引受手形

(特定取引の対象となる財産に付すべき時価)

第六条の五 法第五十六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める時価は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 証券取引所(外国において設立されている類似の性質を有するものを含む。以下この条及び第六条の七において同じ。)に上場されている有価証券(法第八十八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。) 証券取引所における営業年度終了の日の最終価格に基づき算出した価格

二 法第七十六条第一項に規定する店頭売買有価証券 当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会(当該店頭売買有価証券が二以上の証券業協会に登録されている場合には、当該店頭売買有価証券を保有する証券会社が当該店頭売買有価証券につき、あらかじめ指定する証券業協会とする。)が公表する営業年度終了の日の最終価格に基づき算出した価格

五 別紙様式第九号により作成した借入有価証券明細表 三月末及び九月末のものを翌月末日まで

六 別紙様式第十号により作成した株主状況表 三月末のものを五月末日まで

七 別紙様式第十一号により作成した証券業に付随する業務に関する報告書 毎営業年度経過後二月以内

八 別紙様式第十二号により作成した関係会社に関する報告書 当該関係会社の毎営業年度経過後三月以内

九 別紙様式第十三号により作成した在外支店又は現地法人の財産・収支等状況表 当該在外支店又は現地法人の毎営業年度経過後二月以内及び毎営業年度終了の日から六月経過後二月以内

(業務及び財産の状況に関する説明事項)

第三十四条 令第十六条の三第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 証券会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 商号、登録年月日及び登録番号

ロ 沿革及び経営の組織

ハ 持株数の上位十位までの株主の氏名又は商号若しくは名称並びに

その持株数及び発行済株式の総数に占める当該持株数の割合

ニ 取締役及び監査役の氏名及び役職名

ホ 本店その他の営業所の名称及び所在地

ヘ 営んでいる業務の種類(証券業の他に事業を営んでいるときは、

その事業の種類を含む。)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券及び有価証券以外の財産公表されている営業年度終了の日の最終価格に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格(営業年度終了時に決済したものとみなす特定取引)

第六条の六 法第五十六条第三項に規定する特定取引のうち総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売買取引のうち次に掲げる取引

イ 有価証券を有しないでその売付けをする取引(次条において「有価証券の空売り」という。)

ロ 当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買取引であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買取引の契約が解除される取引(次条において「選択権付債券売買取引」という。)

ハ 有価証券先物取引(外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引を含む。次条において同じ。)

二 有価証券指数等先物取引

三 有価証券オプション取引

四 外国市場証券先物取引

五 有価証券の引受け

六 外国通貨に係る取引

七 金融先物取引等

八 金利先渡取引

九 スワップ取引

ト 加入している投資者保護基金、証券業協会及び証券取引所の名称

ニ 証券会社の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の営業年度における業務の概要

ロ 直近の三営業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 営業収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 当期利益又は当期損失

(4) 資本の額及び発行済株式の総数

(5) 受入手数料の内訳

(6) 売買等損益（第三十二条第一項に規定する別紙様式第二号に定める損益計算書の科目の売買等損益をいう。）又は特定取引損益（同項に規定する別紙様式第二号の二に定める損益計算書の科目の特定取引損益をいう。）の内訳

(7) 株券の売買高及びその受託の取扱高

(8) 国債証券、社債券、株券及び証券投資信託の受益証券の引受高、売出高及び募集、売出し又は私募の取扱高

(9) その他の業務（法第三十四条第二項各号に掲げる業務及び同条第四項の規定により承認を受けた業務をいう。以下同じ。）の状況

(10) 各営業年度終了の日における法第五十二条第一項に規定する自己資本規制比率（以下「自己資本規制比率」という。）

(11) 各営業年度終了の日における使用人の総数及び外務員（法第六

（利益相当額又は損失相当額）

第六条の七 法第五十六条第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める利益相当額又は損失相当額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 有価証券の空売り 売り付けた有価証券に係る第六条の五に規定する時価から当該売付けの価格を控除した額

二 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引 証券取引所における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額

三 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第五項に規定する金融先物取引所又は同条第七項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額

四 金利先渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することとを約した金額（営業年度終了の日において未確定の場合は、金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により営業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

五 選択権付債券売買取引、有価証券の引受け及び外国通貨に係る取引 前四号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

（特定取引勘定設置の認可申請の手続等）

十四条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。）の総数

三 証券会社の直近の二営業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ 貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

ロ 各営業年度終了の日における次に掲げる事項

(1) 借入金的主要な借入先及び当該借入金額

(2) 保有する有価証券（特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

(3) 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場

証券先物取引及び有価証券店頭デリバティブ取引（特定取引勘定に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

ハ イに掲げる書類について株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二条の規定に基づき会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ニ イに掲げる書類について法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

四 証券会社の管理の状況に関する次に掲げる事項

イ 内部管理の状況の概要

ロ 法第四十七条の規定により証券会社の固有財産と分別して保管される金銭又は有価証券の種類ごとの数量若しくは金額及び保管の状況

五 証券会社の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（

第六条の八 法第五十六条第一項の認可を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を提出しなければならない。

一 特定取引勘定を創設する営業年度

二 特定取引勘定に経理する財産又は取引及びこれらに係る時価又は損益相当額の算定方法

2 前項の認可を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した書類を認可申請書に添付し提出しなければならない。

一 時価又は損益相当額の算定方法の検証体制及び特定取引勘定とその他の勘定の経理区分に係る管理体制

二 変更後の業務方法書全文及び新旧対照表

3 前二項に規定する認可申請書及びその添付書類の提出先及び提出部数については、第一条の五第一項及び第二項に定めるところに準ずるものとする。

（特定取引勘定設置の認可の基準）

第六条の九 金融監督庁長官等は、法第五十六条第一項の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該証券会社が、特定取引勘定の対象となる財産又は取引について、客観的かつ公正な時価を把握、算定及び検証する能力を有していることと認められること。

二 当該証券会社において、特定取引勘定とその他の勘定の経理の区分に係る管理体制が整備されていると認められること。

三 当該証券会社において、特定取引勘定に係る経理に関する社内規程

昭和五十一年大蔵省令第二十八号) 第二条第二号に規定する子会社及び同条第六号に規定する関連会社(以下この号において「子会社等」という。)の状況に関する次に掲げる事項

イ 証券会社及びその子会社等の集団の構成

ロ 子会社等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、資本金又は出資金、事業の内容並びに証券会社及び他の子会社等の所有議決権数の合計及び当該子会社等の議決権数の総数に占める当該所有議決権数の割合

(証券取引責任準備金)

第三十五条 法第五十一条第一項の規定により積み立てる金額は、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 次のイからホまでに掲げる金額の合計額

イ 各営業年度における売買等に係る株式数(有価証券の売買及び売買の取次ぎ並びに取引所有価証券市場における売買の委託の取次ぎに係る株式の数をいう。以下この条において同じ。)を二銭に乘じて算出した金額

ロ 当該営業年度において受託をした株式に係る有価証券指数等先物取引(外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。)の総取引契約金額の万分の〇・〇〇六に相当する金額

ハ 当該営業年度において受託をした株式に係る有価証券オプション取引(外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。)の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当

が整備されており、業務方法書において、特定取引勘定に係る経理に關しては、関係法令及び社内規程を遵守する旨が明記されていること。

四 当該証券会社が、認可後の営業年度において当該認可に係る申請時の経理方法を継続しうる能力を有していると認められること。

(取引損失準備金)

第七条 法第五十七条第一項の規定により取引損失準備金として積み立てる金額は、第一号に掲げる金額から第二号から第四号までに掲げる金額を控除した金額に百分の三十を乘じて算出した金額、第五号に掲げる金額から第六号に掲げる金額を控除した金額に百分の三十五を乘じて算出した金額及び第七号に掲げる金額から第八号に掲げる金額を控除した金額に百分の十を乘じて算出した金額の合計額とする。

一 各営業年度において自己の計算に基づき売却した株式に係る売上高(当該営業年度前において商法第二百八十五条ノ六第二項において準用する同法第二百八十五条ノ二第二項の規定により時価を基礎として株式の評価額を計算している場合において、当該営業年度において当該株式につき取得価額を基礎として評価換えを行ったことにより生ずる利益の額を含む。)並びに当該営業年度において自己の計算に基づき行った株式に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引による利益の額の合計額が当該売却した株式に係る売上原価並びに当該営業年度において自己の計算に基づき行った株式に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引による損失の額の合計額を超える場合にお

する金額

二 当該営業年度において受託をした債券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の万分の〇・〇〇一六に相当する金額

ホ 当該営業年度において受託をした債券に係る有価証券オプション取引（外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

二 次のイからホまでに掲げる金額の合計額からへに掲げる金額を控除した金額

イ 各営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち売買等に係る株式数の最も多い営業年度における当該株式数を八銭に乗じて算出した金額

ロ 当該営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち受託をした株式に係る有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の最も高い営業年度における当該金額の万分の〇・〇二四に相当する金額

ハ 当該営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち受託をした株式に係る有価証券オプション取引の対価の額の合計額の最も高い営業年度における万分の一・二に相当する金額

二 当該営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各

けるその超える金額

二 有価証券市場における売買取引を業務とする証券会社以外の証券会社が当該営業年度において自己の計算に基づき顧客（証券会社（外国証券会社を含む。）を除く。）を相手方として執行した株式の売買の金額に百分の一・五を乗じて算出した金額

三 有価証券市場における売買取引を業務とする証券会社が、当該営業年度において、証券取引所に上場されている株式につき自己の計算に基づき顧客を相手方として執行した端株取引（証券取引所の業務規程で定める売買数の単位に満たない株式数の売買を行う取引をいう。）の金額に百分の一・五を乗じて算出した金額

四 当該営業年度において商法第二百八十五条ノ六第二項において準用する同法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び同法第二百八十五条ノ六第三項の規定により株式の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合においてその減額した金額の合計額

五 各営業年度において自己の計算に基づき売却した新株引受権証券に係る売上高（当該営業年度前において商法第二百八十五条ノ二第二項の規定により時価を基礎として新株引受権証券の評価額を計算している場合において、当該営業年度において当該新株引受権証券につき取得価額を基礎として評価換えを行つたことにより生ずる利益の額を含む。）が当該売却した新株引受権証券に係る売上原価を超える場合におけるその超える金額

六 当該営業年度において商法第二百八十五条ノ二第一項ただし書の規定により新株引受権証券の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場

営業年度のうち受託をした債券に係る有価証券先物取引及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の最も高い営業年度における当該金額の万分の〇・〇〇六四に相当する金額

ホ 当該営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち受託をした債券に係る有価証券オプション取引の対価の額の合計額の最も高い営業年度における万分の一・二に相当する金額

ヘ 既に積み立てられた証券取引責任準備金の金額（法第五十一条第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）

（証券取引責任準備金の使用の承認）

第三十六条 証券会社が、営業年度終了の日に既に積み立てられている証券取引責任準備金のうち前条第二号イからホまでに掲げる金額の合計額を超える部分に係る金額を取りくずし、これを第三十二条第一項に規定する別紙様式第二号（特定取引勘定設置証券会社にあつては、別紙様式第二号の二）に定める損益計算書の科目の特別利益に計上するときは、法第五十一条第二項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

（特定取引）

第三十七条 法第五十三条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の引受け（法第二条第八項第四号に規定する有価証券の引受をいう。第四十三条及び第四十四条において同じ。）

合においてその減額した金額

七 各営業年度において自己の計算に基づき売却した債券に係る売上高（当該営業年度前において商法第二百八十五条ノ五第二項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する同法第二百八十五条ノ二第二項の規定により時価を基礎として債券の評価額を計算している場合において、当該営業年度において当該債券につき取得価額を基礎として評価換えを行つたことにより生ずる利益の額を含む。）並びに当該営業年度において自己の計算に基づき行つた債券に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引による利益の額の合計額が当該売却した債券に係る売上原価並びに当該営業年度において自己の計算に基づき行つた債券に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引による損失の額の合計額を超える場合におけるその超える金額

ハ 当該営業年度において商法第二百八十五条ノ五第二項において準用する同法第二百八十五条ノ二第一項ただし書及び同法第二百八十五条ノ四第二項の規定により債券の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合においてその減額した金額の合計額

2 | 特定取引勘定設置証券会社は、前項の規定による取引損失準備金の算出においては、同項第一号、第五号又は第七号の金額に、それぞれ各号に規定する有価証券又は取引に係る法第五十六条第二項の評価換えによる利益の額及び同条第三項の算定による利益相当額の合計額から同条第二項の評価換えによる損失の額及び同条第三項の算定による損失相当額

二 外国通貨に係る取引（先物外国為替取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引及び通貨の売買並びに当事者の一方の意思表示により当事者間においてこれらの取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引（第五号、第八号及び第十一号に該当する取引を除く。）に限る。第四十三条及び第四十四条において同じ。）

三 譲渡性預金の預金証書の売買

四 円建銀行引受手形の売買

五 金融先物取引等

六 金利先渡取引

七 スワップ取引

八 店頭金融先物取引

九 商品デリバティブ取引

十 オプション取引

十一 法第三十四条第四項の承認を受けた業務に係る取引（金融監督庁長官等の承認を受けたものに限る。）

（特定取引勘定設置の認可の申請）

第三十八条 法第五十三条第一項の認可を受けようとする証券会社は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融監督庁長官等に提出しなければならない。

- 一 特定取引勘定を創設する営業年度
- 二 特定取引勘定に経理する取引又は財産の種類及びこれらに係る時価又は損益相当額の算定方法

の合計額を控除した額を加えるものとする。

3 第一項の規定により算出した金額が取引損失準備金を積み立てないものとして計算した当該営業年度における未処分利益の額を超える場合において、証券会社が同項の規定により算出した金額からその超える金額の範囲内の金額を控除したときは、法第五十六条第一項の規定により取引損失準備金として積み立てる金額は、第一項の規定にかかわらず、その控除した後の金額を控除した金額とする。

（証券取引責任準備金）

第八条 法第五十九条第一項の規定により積み立てる金額は、次の各号に掲げる金 のうちいずれか低い金額とする。

一 次のイからホまでに掲げる金額の合計額

イ 各営業年度における売買等に係る株式数（有価証券の売買及び売買の取次ぎ並びに有価証券市場における売買取引の委託の取次ぎに係る株式の数をいう。以下この条において同じ。）を二銭に乗じて算出した金額

ロ 当該営業年度において受託をした株式に係る有価証券指数等先物取引（外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）の総取引契約金額の万分の〇・〇〇六に相当する金額

ハ 当該営業年度において受託をした株式に係る有価証券オプション取引（外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

2 前項の認可申請書には、変更後の法第二十八条の第二項第二号に掲げる書類及び次に掲げるものを記載した書類を添付しなければならない。

一 時価又は損益相当額の算定方法の検証体制及び特定取引勘定とその他の勘定の経理区分に係る管理体制

二 特定取引勘定の経理に関する社内規則

(特定取引勘定設置の認可の基準)

第三十九条 金融監督庁長官等は、法第五十三条第一項の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該証券会社が、特定取引勘定に経理する取引又は財産について、客観的かつ公正な時価を把握、算定及び検証する能力を有していると認められること。

二 当該証券会社において、特定取引勘定とその他の勘定の経理の区分に係る管理体制が整備されていると認められること。

三 当該証券会社において、特定取引勘定の経理に関する社内規則が整備されていると認められること。

(勘定間振替の禁止)

第四十条 特定取引勘定設置証券会社は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特定取引勘定に属するものとして経理された取引又は財産を特定取引勘定以外の勘定に振り替えること。

二 特定取引勘定以外の勘定に属するものとして経理された取引又は財

二 当該営業年度において受託をした債券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）及び有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の万分の〇・〇〇一六に相当する金額

ホ 当該営業年度において受託をした債券に係る有価証券オプション取引（外国市場証券先物取引のうちこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）の対価の額の合計額の万分の〇・三に相当する金額

二 次のイからホまでに掲げる金額の合計額からへに掲げる金額を控除した金額

イ 各営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち売買等に係る株式数の最も多い営業年度における当該株式数を八銭に乗じて算出した金額

ロ 当該営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち受託をした株式に係る有価証券指数等先物取引の総取引契約金額の最も高い営業年度における当該金額の万分の〇・〇二四に相当する金額

ハ 当該営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち受託をした株式に係る有価証券オプション取引の対価の額の合計額の最も高い営業年度における万分の一・二に相当する金額

二 当該営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した各営業年度のうち受託をした債券に係る有価証券先物取引及び有価証

産を特定取引勘定に振り替えること。

（特定取引勘定に経理する財産）

第四十一条 法第五十三条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

- 一 譲渡性預金の預金証書
- 二 円建銀行引受手形

三 法第三十四条第二項第五号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書

（特定取引の対象となる財産に付すべき時価）

第四十二条 法第五十三条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める時価は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める価額とする。

- 一 証券取引所に上場されている有価証券（国債証券及び法第八八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。） 営業年度終了の日の取引所有価証券市場における最終価格に基づき算出した価額
- 二 店頭売買有価証券 営業年度終了の日の店頭売買有価証券市場における最終価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券及び有価証券以外の財産 営業年度終了の日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

（営業年度終了時に決済したものとみなす特定取引）

第四十三条 法第五十三条第三項に規定する特定取引のうち総理府令・大

券指数等先物取引の総取引契約金額の最も高い営業年度における当該金額の万分の〇・〇〇六四に相当する金額

ホ 当該営業年度及び当該営業年度開始の前二年以内に開始した各営業年度のうち受託をした債券に係る有価証券オプション取引の対価の額の合計額の最も高い営業年度における万分の一・二に相当する金額

ヘ 既に積み立てられた証券取引責任準備金の金額（法第五十九条第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）

（外務員登録原簿の記載事項）

第九条 法第六十二条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録申請者の商号
- 二 外務員についての次に掲げる事項
 - イ 住所
 - ロ 所属する営業所の名称
 - ハ 役員又は使用人の別
- ニ 法第六十四条の三第一項の規定により職務の停止を命ぜられたときは、その処分の日、理由及び期間

（登録申請書の様式）

第十条 法第六十二条第三項の登録申請書は、様式第三号により作成しなければならぬ

（登録申請書の添付書類）

蔵省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売買のうち次に掲げる取引

イ 有価証券の空売り（令第二十六条の三第一項に規定する空売りをいう。次条第一号において同じ。）

ロ 選択権付債券売買

ハ 有価証券先物取引（外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引を含む。次条において同じ。）

二 有価証券指数等先物取引

三 有価証券オプション取引

四 外国市場証券先物取引

五 有価証券店頭デリバティブ取引

六 有価証券の引受け

七 外国通貨に係る取引

八 金融先物取引等

九 金利先渡取引

十 スワップ取引

十一 店頭金融先物取引

十二 商品デリバティブ取引

十三 オプション取引

十四 法第三十四条第四項の承認を受けた業務に係る取引（金融監督庁長官等の承認を受けたものに限る。）

（利益相当額又は損失相当額）

第四十四条 法第五十三条第三項に規定する総理府令・大蔵省令で定める

第十一条 法第六十二条第四項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、登録を受けようとする外務員に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに登録申請に係る外務員が法第六十三条第一項各号の一に該当しない者であることを当該外務員及び登録申請者が誓約する書面とする。

（登録手数料の額）

第十一条の二 令第十七条に規定する総理府令・大蔵省令で定める額は、千円とする。

（累積投資業務の承認手続等及び承認基準）

第十一条の三 証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下この条において同じ。）は、法第六十六条の五に規定する業務のうち、顧客からあらかじめ金銭を預かり、当該金銭を対価として有価証券を売り付ける業務（以下「累積投資業務」という。）につき同条の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 承認に係る業務の方法を記載した業務方法書

二 証券会社と顧客が取り交わす契約約款

三 累積投資業務に係る事務手続を記載した書類

四 当該業務に使用する帳票類

2 金融監督庁長官等は、法第六十六条の五の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該証券会社が、販売すべき有価証券の種類に応じ、公社債の払込

利益相当額又は損失相当額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 有価証券の空売り 売り付けた有価証券に係る第四十二条に規定する時価から当該売付けの価額を控除した額

二 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引 取引所有価証券市場又は外国有価証券市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額

三 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物市場（次号において「金融先物市場」という。）又は同条第八項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額

四 金利先渡取引及びスワップ取引 当該取引により当事者間で授受することを約した金額（営業年度終了の日において未確定の場合は、金利、通貨の価格又は金融先物市場における相場その他の指標の予想される数値に基づき算出される金額）を合理的な方法により営業年度終了の日の現在価値に割り引いた額

五 選択権付債券売買、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券の引受け、外国通貨に係る取引、店頭金融先物取引、商品デリバティブ取引及びオプション取引 前各号に掲げる額に準ずるものとして合理的な方法により算定した額

（過半数の株式等の所有に関し届出を行う会社）

第四十五条 法第五十四条第一項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で

金の受入れ及び元利金支払の代理業務又は証券投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務について法第四十三条ただし書の承認を受けていること。

二 当該証券会社の自己資本規制比率が百分の百五十を超えていること。

三 当該証券会社の法令遵守状況が良好であると認められること。

四 当該証券会社において、業務を適正に遂行するための組織管理体制が整備されていると認められること。

（仲介申立書の提出先）

第十二条 法第七十三条の規定による書面は、当該書面による申立てに係る争いの相手方の住所地（当該相手方が証券会社である場合において、当該争いが当該証券会社の支店その他の営業所に係るものであるときは、当該営業所の所在地）を管轄する財務局長（その住所地が、福岡財務支局の管轄区域内にあるときは福岡財務支局長。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の規定により書面を財務局長に提出するときは、当該書面による申立てに係る争いの相手方の住所地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合には当該財務事務所長又は出張所長を経由して提出しなければならない。

（業務に関する書類の作成等）

第十三条 証券会社は、法第八十八条の規定に基づき、別表第八に掲げる法定帳簿を作成し、保存しなければならない。ただし、証券会社は、金融監督庁長官等の承認を受けた場合には、同表に掲げる書類の全部若

定める会社及び同項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、外国の持株会社（銀行、信託会社若しくは令第一条の九各号に掲げる金融機関又は証券会社（外国においてこれらの者が営む業務と同種類の業務を営む会社を含む。）の過半数の株式（発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数に百分の五十を乗じて得た数を超える株式（議決権のあるものに限る。）をいう。次項において同じ。）又は過半数の出資（出資（議決権のあるものに限る。）の総額に百分の五十を乗じて得た額を超える出資をいう。次項において同じ。）を所有する会社をいう。次項において同じ。）とする。

2 前項において、外国の持株会社の過半数の株式又は過半数の出資を所有する会社も外国の持株会社とみなす。

（届出事項）

第四十六条 法第五十四条第一項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十八条の四第一号から第三号まで、第六号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号の規定に該当することとなった場合

二 取締役又は監査役が法第二十八条の四第九号イからへまでのいずれかに該当することとなった事実を知った場合

三 純財産額が資本の額に満たなくなった場合

四 他の法人その他の団体が、親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しないこととなった場合（法第五十四条第一項第四号又は第六号に掲げる場合に該当することとなったときを除く。）

しくは一部を作成せず、又はその記載の一部を省略することができる。

2 証券会社は、前項ただし書の承認を受けようとする場合は、様式第四号による承認申請書を提出しなければならない。

3 証券会社は、法第百八十八条の規定に基づき、別表第九上欄に掲げる定期資料を、別表第九中欄に掲げる提出期限までに、別表第九下欄に掲げる様式によつて作成し、提出しなければならない。ただし、法第五十六条第一項の認可を受けた証券会社にあつては、商品有価証券明細表の作成を要しない。

4 証券会社は、法第百八十八条の規定に基づき、別表第十上欄に掲げる報告資料を、別表第十下欄に掲げる提出期限までに作成し、提出しなければならない。

5 証券会社は、店舗の設置をした場合には、法第百八十八条の規定に基づき、遅滞なく、様式第二十号による店舗設置等報告書を提出しなければならない。また、店舗設置等報告書の記載事項につき変更が生じた場合においても同様とする。

6 前四項に規定する書類の提出先及び提出部数については、第一条の五第一項及び第二項に定めるところに準ずるものとする。

（参考人等に支給する旅費その他の費用）

第十四条 法第百九十一条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の三級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。

五 破産、和議開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた事実を知った場合

六 定款を変更した場合

七 主要株主に異動があった場合

八 特定取引勘定設置証券会社において、特定取引勘定に経理する取引若しくは財産の種類又はこれらに係る価格若しくは損益相当額の算定方法を変更した場合

九 役職員に法令又は諸規則に反する行為（以下「事故等」という。）があつたことを知った場合（事故等が証券会社の行為規制等に関する

命令（昭和四十年大蔵省令第四十号）第五条第二号から第四号までに規定する行為が過失による場合は除く。次号において同じ。）

十 前号の事故等の詳細が判明した場合

十一 訴訟若しくは調停の当事者となつた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合

十二 外国において駐在員事務所を設置又は廃止した場合

2 法第五十四条第一項の規定による届出を行う証券会社は、別表第五上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融監督庁長官等に提出しなければならない。

3 第一項第四号に掲げる場合のうち証券会社の取締役又は監査役が別紙に掲げる法人その他の団体の取締役等を兼職することにより当該団体が当該証券会社の法第三十二条第五項に規定する親法人等に該当する場合において、当該団体が次に掲げる事項を記載した書面を金融監督庁長官

2 鑑定人には、金融監督庁長官等が必要と認める場合においては、前項の規定による旅費のほか、相当な費用を支給することができる。

（その他の事項）

第十五条 法第四十九条、法第五十条第一項ただし書及び第六号（同条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十条の二第三号、法第五十条の三第三項及び第五項並びに法第五十四条第一項第二号及び第二項の総理府令・大蔵省令は、別に定めるところによる。

（標準処理期間）

第十六条 内閣総理大臣又は金融監督庁長官等は、法第二十八条の免許、法第三十三条、法第三十四条、法第四十二条、法第四十二条の二第一項及び第二項、法第四十三条、法第四十三条の二第一項、法第四十八条、法第五十条の二第一項、法第五十七条第二項、法第五十九条第二項並びに法第六十六条の五に規定する認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするように努めるものとする。ただし、当該期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

等に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該届出をもって法第五十四条第一項に規定する届出をしたものとみなす。

一 兼職をする取締役又は監査役の氏名

二 所属する証券会社名

三 証券会社における役職名及び兼職をする役職名

四 兼職をする役職の任期の年数及び期数（役職に変更があつた場合は変更後も通算して算出した年数及び期数をいう。）

五 兼職をする法人と証券会社との関係

（過半数の出資の所有の判定）

第四十七条 法第五十四条第二項に規定する過半数の出資の所有の判定に当たつて、所有する出資には、他人の名義によつて所有する出資及び第十七条第三項第一号に掲げる場合における出資を含むものとする。

（廃業等の届出）

第四十八条 法第五十五条第一項の規定により届出を行う者は、別表第六上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融監督庁長官等に提出しなければならぬ。

（廃業等の公告等）

第四十九条 法第五十五条第三項の規定による公告は、官報又は法第二十七条の三第一項に規定する日刊新聞紙により行つものとする。

2 法第五十五条第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、同条第五項に規定する顧客取引の結了の方法並びに証券業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当該証券会社が占有する財産の返

還の方法を示すものとする。

3 法第五十五条第四項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 該当事由

四 該当事由の発生予定年月日

4 前項の届出書には、第二項に規定する方法を記載した書面を添付するものとする。

(監督上の処分の公告)

第五十条 法第五十六条の四第一項の規定による監督上の処分の公告は、官報によるものとする。

(報告等の徴取及び検査の対象となる会社)

第五十一条 法第五十九条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める会社は、次に掲げる会社とする。

一 銀行、信託会社及び令第一条の九に掲げる金融機関

二 証券会社によつてすべての株式又は出資を所有されている会社であつて、当該証券会社の業務の遂行のための業務を行っている会社

(資産の国内保有)

第五十二条 令第十六条の四に規定する負債の額は、第三十二条第一項に規定する別紙様式第二号(特定取引勘定設置証券会社にあっては、別紙様式第二号の二)に定める貸借対照表の負債の部に計上されるべき負債の額(保証債務の額を含む。)から非居住者(外国為替及び外国貿易法

(昭和二十四年法律第二百二十八号) 第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。) に対する債務の額を控除して算定するものとする。

(外務員登録原簿の記載事項)

第五十三条 法第六十四条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録申請者の商号

二 外務員についての次に掲げる事項

イ 住所

ロ 所属する営業所の名称

ハ 役員又は使用人の別

ニ 法第六十四条の五第一項の規定により職務の停止を命ぜられたときは、その処分の日、理由及び期間

(外務員登録原簿を備える場所)

第五十四条 法第六十四条第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める場所は、財務局又は福岡財務支局(法第六十四条の七第一項の規定により、当該登録事務を証券業協会に行わせることとする証券会社の外務員に係る登録原簿については、当該証券業協会)とする。

(登録申請書の様式)

第五十五条 法第六十四条第三項に規定する登録申請書は、別紙様式第十四号により作成しなければならない。

(登録申請書の添付書類)

第五十六条 法第六十四条第四項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、登録を受けようとする外務員に係る住民票の抄本又はこれに代

わる書面並びに登録申請に係る外務員が法第六十四条の二第一項各号の一に該当しない者であることを当該外務員及び登録申請者が誓約する書面とする。

(外務員に関する届出の手續)

第五十七条 法第六十四条の四第一号の規定による届出を行う証券会社は、別紙様式第十五号による変更届出書を作成し、これを財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

2 法第六十四条の四第二号又は第三号の規定による届出を行う証券会社は、別表第七上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書に同表下欄に定める添付書類を添付して、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

(外務員が退職する際の届出)

第五十八条 法第六十四条の四第三号により届出を行おうとする証券会社は、当該外務員に法第六十四条の五第一項第二号に該当する事実がある場合には、当該届出の前に法第五十四条第一項の規定に基づき、当該事実の詳細を記載した書面を財務局長又は福岡財務支局長に届け出なければならない。

(登録手数料の額)

第五十九条 令第十七条に規定する総理府令・大蔵省令で定める額は、千円とする。

(業務に関する書類の作成等)

第六十条 法第百八十八条の規定により証券会社（第五号に掲げるもの）については特定取引勘定設置証券会社以外の証券会社、第六号及び第七号

に掲げるものについては特定取引勘定設置証券会社に限る。)が作成し
なければならぬ書類(以下「法定帳簿」という。)は、次に掲げるも
のとする。

一 注文伝票

二 取引日記帳

三 受渡計算書

四 総勘定元帳

五 商品有価証券勘定元帳

六 特定取引勘定元帳

七 現先取引勘定元帳

八 顧客勘定元帳

九 有価証券預り証

十 受渡有価証券記番号帳

十一 保護預り有価証券明細簿

十二 日計表

十三 現金出納帳

2 前項第一号から第十一号までに掲げる書類は、別表第八に定めるとこ
ろにより作成しなければならない。

3 証券会社は、金融監督庁長官等の承認を受けた場合には、法定帳簿の
全部若しくは一部を作成せず、又はその記載の一部を省略することがで
きる。

4 前項の規定による法定帳簿の省略等の承認を受けようとする証券会社
は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に別紙様式第十六号により作

成した法定帳簿省略等状況表を添付して、金融監督庁長官等に提出しなければならぬ。

一 商号

二 登録年月日及び登録番号

三 省略等をしよとする営業所の名称及び所在地

四 省略等の内容

五 省略等をしよとする年月日

六 省略等の理由

5 第三項の規定にかかわらず、証券会社は、次の各号に掲げる場合には、法定帳簿のうち当該各号に定める書類の全部若しくは一部を作成せず、又はその記載の一部を省略することができる。

一 当該証券会社の支店について、当該支店を統括する本店又はその他の支店（以下この条において「本店等」という。）で事務を集中管理している等の合理的な理由により、事務の一部を省略し、かつ、当該省略した事務を本店等において当該支店ごとに区分経理している場合
当該支店における第一項第四号から第七号まで、第十号又は第十二号に掲げる書類

二 当該証券会社の営業所（本店及び支店を除く。以下この号において同じ。）について、当該営業所を統括する本店等において、当該営業所分の法定帳簿を作成している場合 当該営業所における第一項第四号から第八号まで又は第十号から第十二号までに掲げる書類（同項第八号又は第十一号に掲げる書類については、当該営業所が本店等と常に連絡が可能な近距離の地域に所在している場合に限る。）

三 当該証券会社のすべての営業所について第三項の規定による承認（第一項第三号又は第九号に掲げる書類に係るものに限る。）を受けている場合 当該証券会社が新たに設置する営業所（本店を除く。）における当該承認を受けている第一項第三号又は第九号に掲げる書類	四 当該証券会社が法第二条第八項第七号八に掲げる売買価格の決定方法により行う私設取引システム運営業務を営む場合 当該業務に係る第一項第一号に掲げる書類	六 証券会社は、前項の規定による法定帳簿の省略等をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書に別紙様式第十六号により作成した法定帳簿省略等状況表を添付して、金融監督庁長官等に提出しなければならない。 一 商号 二 登録年月日及び登録番号 三 省略等をした営業所の名称及び所在地 四 省略等の内容 五 省略等をした年月日 六 省略等の理由	七 法第百八十八条の規定により証券会社は、別表第九上欄に掲げる事項につき、同表中欄に定める事項を記載した報告書を作成し、同表下欄に定める提出期限までに、これを金融監督庁長官等に提出しなければならない。 （参考人等に支給する旅費その他の費用）	第六十一条 法第百九十一条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家
---	--	--	--	--

公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の三級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。

2 鑑定人には、金融監督庁長官等が必要と認める場合においては、前項の規定による旅費のほか、相当な費用を支給することができる。
（申請書等の提出先等）

第六十二条 法第二十九条の第三一項の認可申請書、法第四十九条第一項の営業報告書その他この命令の規定により証券会社が金融監督庁長官等に提出する書類（第三項において「申請書等」という。）の提出先は、令第三十九条第二項の規定により金融監督庁長官が指定する証券会社にあつては金融監督庁長官、その他の証券会社にあつては、当該証券会社が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長とする。

2 法第六十四条第三項の登録申請書並びに第五十七条及び第五十八条の規定による届出書の提出先は、登録を受けようとする者又は現に登録を受けている外務員の所属する証券会社の営業所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長（法第六十四条の七第一項の規定により同項に規定する登録事務を証券業協会に行わせる場合の提出先は、当該証券業協会）とする。

3 証券会社が申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該証券会社の本店の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該証券会社は、当該申請書等及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所

長を経由して提出しなければならない。

4 第十四条の規定により証券会社の取締役が提出をする届出書及び第四十八条に規定する届出書の提出先については、第一項及び前項に定めるところに準ずるものとする。

(その他の事項)

第六十三条 法第四十二条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、法第四十二条の二第三項及び第五項、法第四十四条、法第四十五条、法第四十七条並びに法第五十二条第一項の総理府令・大蔵省令は、別に定めるところによる。

(標準処理期間)

第六十四条 金融監督庁長官等は、次の各号に掲げる登録又は認可若しくは承認に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

一 法第二十八条の登録及び法第二十九条第一項の認可 二月

二 法第三十条第四項の認可、法第三十四条第四項の承認、法第五十三条第一項の認可並びに法第六十一条第三項及び第四項の承認 一月

2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

附
則

第一条 この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「金融システム改革法」という。）の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。ただし、この命令による改正後の証券会社に関する命令（以下「新証券会社命令」という。）第二十三条及び第二十四条第五号の規定は、商品取引所法の一部を改正する法律（平成十年法律第四十二号）の施行の日から施行する。

第二条 この命令の施行前に金融システム改革法第一条の規定による改正前の証券取引法第四十七条の二に規定する書面を交付している場合には、当該書面を交付した日において金融システム改革法第一条の規定による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）第四十条に規定する書面を交付したものとみなし、新証券会社命令第二十八条第三項本文の規定を適用する。

第三条 新証券会社命令第三十六条の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日における証券取引責任準備金の金額のうち無税積立分がある場合において、これを取りくずして新証券会社命令第三十二条第一項に規定する別紙様式第二号（特定取引勘定設置証券会社にあつては、別紙様式第二号の二）に定める損益計算書の科目の特別利益に計上するときは、新証券取引法第五十一条第二項ただし書の規定による証券取引責任準備金の使用の承認を受けたものとみなす。

第四条 この命令の施行の日前にされたこの命令による改正前の証券会社に関する省令第十三条第一項ただし書の承認は、新証券会社命令第六十条第三項の承認とみなす。